平成２９年（フ）第１６６号
神奈川県横須賀市追浜東町２丁目33番地17
ルネ追浜Ⅲ―203
債務者　鈴木　能和
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市船越町４丁目30番地
債務者　川瀬　　智
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４５５号
神奈川県秦野市西田原121番地の１　アルファタウン西田原Ａ棟102号
債務者　大塚　正道
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９１号
神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷1036―９　グリーンハイツ201号、住民票上の住所神奈川県秦野市南矢名914番地の11
債務者　若松　茂己
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８２号
神奈川県平塚市岡崎6130番地の１　ガーデンシティ湘南Ⅱ　102号、前住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番３―308号
債務者　髙良信一郎
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９７号
神奈川県厚木市上依知1396番地16　メゾンフジミ203
債務者　田上美桜バネサ
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０６０号
札幌市白石区栄通17丁目17番33号　エスアイハイツ２号
債務者　渡辺眞千子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５６０号
北海道江別市高砂町12番地の３
債務者　木村　直人
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５６５号
札幌市北区北38条西２丁目２番35―205号
債務者　安田みどり
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０５号
札幌市豊平区平岸３条13丁目５番６号　南平岸313―103号
債務者　木村　俊毅
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６２３号
札幌市中央区南14条西７丁目３番40―502号
債務者　菊地　隼平
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６４１号
札幌市東区本町２条５丁目１番２号　ハイツイチイ102号
債務者　奈良美音子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５１号
札幌市東区本町１条５丁目３番20号　えちごハウスＣ101号
債務者　山形　博子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６６０号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番６―507号
債務者　菊池　詔子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６６８号
札幌市白石区本通４丁目南５番21―401号
債務者　越中谷文枝
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８９号
札幌市白石区栄通20丁目７番11号　サンシティ太田103号
債務者　伊藤　利雄
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
岩手県久慈市長内町第36地割７番地４　諏訪住宅６号
債務者　沼田　真理
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
盛岡地方裁判所二戸支部